

8 その他主な改正項目

(1) その他主な改正項目(中小企業投資促進税制の見直し①)

中小企業投資促進税制について、特定機械装置等の範囲が下表のとおり見直された上、その適用期限が2年延長されました(措法42の6①一・五、措令27の6①③、措規20の3①②⑦)。

特定機械装置等:減価償却資産(匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除く。)のうち、次に掲げるもの

見直し

- 1 1台又は1基の取得価額が160万円以上の機械装置(コインランドリー業(※)(中小企業者等(次ページ※1)の主要な事業(次ページ※2)であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。)
- 2 1台又は1基の取得価額が120万円以上の工具(測定工具又は検査工具)
- 3 一の取得価額が70万円以上のソフトウェア
- 4 車両総重量3.5t以上の貨物自動車

見直し

- 5 内航海運業の用に供される船舶(総トン数500トン以上の船舶にあつては、次の事項を国土交通大臣に届け出たことについて、本制度の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にその届出があつた旨を証する書類の写しを添付することにより明らかにされた船舶に限る。)
 - ・ その船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置(次ページ※3)をいう。以下同じ。)の内容
 - ・ 指定装置等(その船舶に用いることができないものを除く。)のうちその船舶に用いられていないものがある場合には、その理由及びその指定装置等に代わり用いられた装置、機器及び構造の内容

(※) 洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備(共同洗濯設備として病院、寄宿舍その他の施設内に設置されているものを除きます。)を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます。

(1) その他主な改正項目(中小企業投資促進税制の見直し②)

※1 措法第42条の6第1項に規定する中小企業者等をいいます。

※2 次の事業は、主要な事業に該当することとされています(措規20の3②)。

(1) 継続的に中小企業者等の経営資源(事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能又は知識(租税に関するものを除きます。)その他これらに準ずるものをいいます。)を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業

(2) 中小企業者等が行う主要な事業に付随して行う事業

※3 環境への負荷の低減に資する装置、機器及び構造を指定する告示(令和5年国土交通省告示第264号)により国土交通大臣が指定した装置、機器及び構造をいいます。

(参考) 中小企業投資促進税制の概要

中小企業者等が、令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)までに、特定機械装置等の取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の7%の税額控除(中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円以下の法人等に限り、また、中小企業経営強化税制との合計で、調整前法人税額の20%を上限とされています。)又は取得価額の30%の特別償却ができることとされています。

(2) その他主な改正項目(中小企業経営強化税制の見直し)

中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産で一定のものが除かれた上、その適用期限が2年延長されました(措法42の12の4①、中小企業等経営強化法施行規則16②)。

改正前

改正後

特定経営力
向上設備等

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェアで、次の要件を満たすもの



生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物附属設備及びソフトウェア(コインランドリー業(※)又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。)で、次の要件を満たすもの

要件	改正前	改正後
1	生産性向上設備(A類型)	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
2	収益力向上設備(B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
3	デジタル化設備(C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備
4	経営資源集約化設備(D類型)	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備

(※) 洗濯機、乾燥機その他の洗濯に必要な設備(共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除きます。)を設け、これを公衆に利用させる事業をいいます。

(参考) 中小企業経営強化税制の概要

中小企業者等が、令和7年3月31日(改正前:令和5年3月31日)までに、特定経営力向上設備等の取得等をして指定事業の用に供した場合には、取得価額の7%(中小企業者等のうち資本金の額等が3,000万円以下の法人等については、10%)の税額控除(中小企業投資促進税制との合計で、調整前法人税額の20%を上限)又は即時償却ができることとされています。